

県内コミュニティバス運行市における料金体系について

	さいたま市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市
1 コミュニティバスの運賃について	初乗り180円で、距離に応じた運賃(180円～260円)	1回 100円(距離に応じた運賃なし)	均一制(大人[中学生以上]100円) (小学生/障害者[大人]50円) (障害者[小学生]30円) (未就学児 無料)	均一制100円	(秩父市営バス) ゾーン設定(同一ゾーン内:大人(中学生以上)200円、小学生100円、小学生未満無料、ゾーンをまたぐ区間:大人(中学生以上)300円、小学生150円、小学生未満無料)	初乗り100円で、距離に応じた運賃(100円～260円)
2 料金設定の考え方	路線バスを補完する交通との位置づけから、路線バスと同様と対距離運賃としている。	利用者アンケートによる支払い可能な運賃をもとに、分かり易さ、採算性、民間路線バスとの格差を考慮している	先行自治体の料金設定を参考	高齢者等の交通手段を確保するとともに、通勤通学者や市内施設及び観光施設利用者等の利便性向上を図るため実施している。	(秩父市営バス) 一部区間で重複する西武観光バス(株)の料金設定を基に協議の上、秩父市地域公共交通会議にて決定した。	市のバスであるが、公共交通機関の位置づけであるため、料金設定は路線バスと同じである。
3 高齢者の運賃について	通常料金	通常料金 ※70歳以上の運転免許自主返納者(市民のみ)は無料	通常料金	通常料金	通常料金 ※市内の65歳以上の高齢者に対し、バス回数乗車券購入費用の一部補助制度有。 ※運転免許証自主返納に対し、バス回数乗車券引換券を交付制度有	市内在住65歳以上 100円 ※65歳以上で運転免許自主返納者は無料
4 障害者(本人)の運賃について						
①身体障害者(本人)	障害者手帳の提示により半額	身体障害者手帳等の掲示により無料	(大人50円/小学生30円)	無料乗車証または障害者手帳の提示により無料	(秩父市営バス) 身体障害者手帳の提示により半額	特別乗車証の提示により無料
②知的障害者(本人)	障害者手帳の提示により半額	〃	〃	〃	(秩父市営バス) 療育手帳の提示により半額	〃
③精神障害者(本人)	障害者手帳の提示により半額	〃	〃	〃	(秩父市営バス) 精神障害者保健福祉手帳の提示により半額	〃
5 介助者の運賃について						
①身体障害者を介助する場合	第1種は半額。第2種は障害者手帳に要介護の表示があるもの限り半額	身体障害者手帳等の掲示により無料	割引制度なし	障害のある方1人につき介助者1人も無料	(秩父市営バス) 第1種のみ半額	第1種のみ無料
②知的障害者を介助する場合	第1種は半額。第2種は障害者手帳に要介護の表示があるもの限り半額	〃	〃	〃	(秩父市営バス) 第1種のみ半額	〃
③精神障害者を介助する場合	半額	〃	〃	〃	(秩父市営バス) 通常運賃	通常運賃
6 介助者運賃の取扱いについて	上記のとおり	障害者に対して発行される身体障害者手帳等の掲示により、1名につき適用	〃	無料乗車証または障害者手帳の提示により無料となる方の介助者1人も無料	①、②については、付添者1名につき適用	障害者に対して発行される特別乗車証に「要介護」の印があれば、1名につき適用

	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
1 コミュニティバスの運賃について	・デマンド型乗合タクシー 300円 ・シャトルバス 200円 ・循環バス 100円	①デマンド交通:300円 ②シャトル便 :200円	1回乗降100円	初乗り100円で、距離に応じた運賃(料金区界制:100円~300円)	対距離区間制(100円~300円) 市内在住70歳以上の方100円 障害者手帳お持ちの方無料 小学生50円 中・高校生100円	一律200円
2 料金設定の考え方	・受益者負担、持続できる制度の確立、公平性などの視点により、有料とする。 ・就学前児童のみ無料とする。	通常運賃	市内の公共交通機関の空白区域において生活の足を確保するため、路線バスより低い料金設定としている。	市民アンケートの結果により、運行開始当初は一律100円であったが、他の公共交通機関との均衡や、住民負担の公平性の問題を是正するため、料金区界制を導入した	採算性及び路線バスとの整合性を原則とするため、既存路線バスの料金に準じて設定	当時、一般の路線バスの初乗り運賃が170円であり、受益者負担の考えから、切り上げて200円とした。
3 高齢者の運賃について	通常料金	通常料金	通常料金	通常料金	市内在住70歳以上の方100円	通常料金
4 障害者(本人)の運賃について						
①身体障害者(本人)	通常運賃	身体障害者手帳の提示で半額(①②共通)	障害者手帳の提示により無料	障害者手帳の提示により無料	特別乗車証の提示により無料	無料乗車証の提示、または障害者手帳の提示により無料
②知的障害者(本人)	通常運賃	療育手帳の提示で半額(①②共通)	〃	〃	〃	〃
③精神障害者(本人)	通常運賃	精神障害者保健福祉手帳の提示で半額(①②共通)	〃	〃	〃	〃
5 介助者の運賃について						
①身体障害者を介助する場合	通常運賃	本人と同乗の介護者1人は半額(①②共通)	無料	無料	半額	無料乗車証(介助者が必要な場合はオレンジ色)の提示で無料
②知的障害者を介助する場合	通常運賃	本人と同乗の介護者1人は半額(①②共通)	無料	〃	半額	〃
③精神障害者を介助する場合	通常運賃	本人と同乗の介護者1人は半額(①②共通)	無料	〃	半額	〃
6 介助者運賃の取扱いについて	通常運賃	上記の条件を満たした上で、申し出により適用	障害者の介助を目的として乗車していれば1名につき無料	障害者手帳の提示により、介助者1名まで無料	障害者に対して発行される特別乗車証及び障害者手帳をお持ちの方の介助者については料金半額(1名につき適用)	無料乗車証(介助者が必要な場合はオレンジ色)があれば、1名につき適用

	鴻巣市	深谷市	上尾市	蕨市	戸田市	入間市
1 コミュニティバスの運賃について	一般の方(150円)小中高・65歳以上(100円)未就学児・障害のある方及びその介護者(無料)	1日乗り放題200円	100円	一律100円、小学生50円(未就学児、75歳以上の方無料)	100円	初乗り180円で、距離に応じた運賃(180円～320円) 全コースに100円区間有り
2 料金設定の考え方	鴻巣市地域公共交通会議において料金を設定する	コミュニティバスの再編に合わせて、平成27年度から100円から200円に変更。運行目的が交通弱者対策のため、大幅な変更は実施しなかった。	100円の料金設定については、民間路線バスよりも低廉で、ワンコインで利用しやすいという利点があるため。	コミュニティバス独自の料金設定であり、路線バスの料金設定とは異なる。	100円という料金設定は誰からも覚えやすく、支払いもコイン1つで簡単です。また、受益者負担の考え方から、料金収入と市の税金で、運行経費を半分ずつ負担することを目指して設定されたものです。	市のバスであるが、公共交通機関の位置付けであるため、料金設定は路線バスと同じである
3 高齢者の運賃について	65歳以上の方100円	通常料金	通常料金 ※9月(敬老月間)のみ、市内在住65歳以上高齢者は無料	市内在住の75歳以上の高齢者は無料	通常料金	市内在住の70歳以上高齢者は無料
4 障害者(本人)の運賃について						
①身体障害者(本人)	障害者手帳の提示により無料	登録証の提示により100円割引	100円(割引無し)	特別乗車証の提示により無料	割引無し	特別乗車証の提示により無料
②知的障害者(本人)	〃	〃	100円(割引無し)	〃	〃	〃
③精神障害者(本人)	〃	〃	100円(割引無し)	〃	〃	〃
5 介助者の運賃について						
①身体障害者を介助する場合	無料	すべて100円割引	第1種のみ無料	通常運賃	割引無し	半額(10円未満の端数は切り上げ)
②知的障害者を介助する場合	〃	すべて100円割引	第1種のみ無料	通常運賃	〃	〃
③精神障害者を介助する場合	〃	すべて100円割引	通常運賃	通常運賃	〃	〃
6 介助者運賃の取扱いについて	障害者手帳の提示の障害者につき1名適用	障害者割引を受ける障害者を介助のために同乗する者1名を100円割引	「第1種」の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が介護者と同乗する場合、介助者の方が無料。	原則有料だが、①②の障害者に対して発行される特別乗車証に「要介護」の印があれば、1名につき無料としている	—	障害者に対して発行される特別乗車証に「要介護」の印があれば、1名につき適用

	朝霞市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	八潮市
1 コミュニティバスの運賃について	150円(均一)	大人150円・小人80円 (均一料金) ※以下の条件に一つでも該当する場合は無料乗車証を発行 ・市内在住の70歳以上 ・身体障害者手帳所持 ・療育手帳所持 ・精神障害者保健福祉手帳所持	子ども(小学生)100円 大人(中学生以上)150円 ※終点まで均一料金	1回の乗車につき、乗車時間・距離に関係なく一律100円	100円	初乗り180円で、距離に応じた運賃(180円～360円)
2 料金設定の考え方	かつては距離別運賃であったが、利用者が分かりやすい均一料金とした。	受益者負担の考えにより有料で運行しているが、高齢者については外出機会創出のため無料乗車証を発行している。	埼玉県内他市のコミュニティバス状況を調査し、結果を踏まえ設定した	交通空白地域の解消と、高齢者や障害者など移動制約者の日常生活における交通手段の確保を主な目的としているため、安価な100円としている。	平成6年の運行当時は無料であったが、平成15年に受益者負担の考えから100円に設定。	市のバスであるが、公共交通機関の位置付けであるため、料金設定は路線バスと同じである
3 高齢者の運賃について	通常料金	市内在住70歳以上の高齢者は無料	市内在住70歳以上の方は無料	通常料金	通常料金	通常料金
4 障害者(本人)の運賃について						
①身体障害者(本人)	特別乗車証の提示により無料	市発行の無料乗車証の提示により無料	2年間有効の無料乗車証を提示により無料(発行手数料500円)	身体障害者手帳(赤色)の提示により無料	バス乗車証の提示により無料	半額
②知的障害者(本人)	〃	〃	2年間有効の無料乗車証を提示により無料(発行手数料500円)	療育手帳(緑色)の提示により無料	バス乗車証の提示により無料	〃
③精神障害者(本人)	〃	〃	2年間有効の無料乗車証を提示により無料(発行手数料500円)	精神障害者保健福祉手帳(水色)の提示により無料	バス乗車証の提示により無料	〃
5 介助者の運賃について						
①身体障害者を介助する場合	1人のみ無料	路線バス(東武バス)の規定に準ずる	通常運賃	障害者手帳の提示を受けた場合、介助者1名まで無料	一人無料	半額
②知的障害者を介助する場合	〃	〃	通常運賃	〃	一人無料	半額
③精神障害者を介助する場合	〃	〃	通常運賃	〃	一人無料	通常運賃
6 介助者運賃の取扱いについて	特別乗車証を所有している者の介助者であれば1人まで無料	〃	通常運賃	各手帳の提示を受けた場合のみ、介助者1名に適用	上記3の方と同伴する場合に適用	障害者に対して発行される特別乗車証に「要介護」の印があれば、1名につき適用

	富士見市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市※バスのみ	ふじみ野市	川越市
1 コミュニティバスの運賃について	170円(こども90円)	一律片道200円	1回乗車ごと100円 1日乗車券200円	曜日、距離にかかわらず一律料金 片道 おとな200円、こども100円	均一料金 大人150円 小学生80円	初乗り180円で、距離に応じた運賃(180円～360円)
2 料金設定の考え方	料金設定は、路線バスとは違い均一	市内公共交通の維持及び、近隣市町村との料金体系の統一をはかるため	「財政健全化計画」に基づく。また、平成21年度実施のアンケート結果を受け、近隣市町の状況を踏まえたうえで運賃100円となった。	バスとワゴンによる運行路線があるため、料金を同額とし、距離によらず一律とした。	走行距離などを、近隣自治体の料金設定と比較して決定した。	市のバスであるが、公共交通機関の位置付けであるため、料金設定は路線バスと同じである
3 高齢者の運賃について	70歳以上の高齢者は無料	70歳以上の高齢者は半額(100円)	通常料金	70歳以上の高齢者は半額(100円)	市内在住の65才以上の方は無料	70歳以上80歳未満 100円 80歳以上 無料
4 障害者(本人)の運賃について						
①身体障害者(本人)	障がい者特別乗車証の提示により無料	特別乗車証の掲示により無料	手帳提示により無料	特別乗車証の提示により無料※ バスのみの回答だが介助者の扱いは同じとのこと	特別乗車証の提示により無料	特別乗車証の提示により無料
②知的障害者(本人)	〃	〃	手帳提示により無料	〃	〃	〃
③精神障害者(本人)	〃	〃	手帳提示により無料	〃	〃	〃
5 介助者の運賃について						
①身体障害者を介助する場合	障がい者特別乗車証の提示により無料	一人まで半額 車イス利用の場合は4人まで半額	無料	第1種のみ半額	介助者用の特別乗車証を発行 特別乗車証の提示により無料	第1種のみ半額
②知的障害者を介助する場合	〃	一人まで半額	無料	半額	〃	半額
③精神障害者を介助する場合	〃	一人まで半額	無料	通常運賃	〃	通常運賃
6 介助者運賃の取扱いについて	介助を要する障がい者が特別乗車証を提示することで介助者1名の運賃を無料とします	障害者本人が特別乗車証や障害者手帳を提示すれば、1名につき適用	同伴の介護者1人は無料	障害者に対して発行される特別乗車証に「要介護」の印があれば、1名につき適用	介助状況により介助者用特別乗車証を2枚まで発行 介助者であれば誰でも使用可能	障害者に対して発行される特別乗車証に「要介護」の印があれば、1名につき適用